

令和6年度 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項等について

今年度の東日本ブロック会議は、「愛知海区」の開催となっています。
「令和7年度政府要望」に向けて、次の事項のご検討をお願いします。

(1) 既存3件の要望について 「継続」

- ① カツオ資源の回復関係
- ② 大中型まき網のVMS航跡情報関係
- ③ 外国漁船の違法操業関係

(2) 「新たな」 要望事項について

「要望事項とりまとめの留意点について」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

○ 全漁調連要望事項について（東京海区提案）

● 平成20年度 要望事項

なし

● 平成21年度 ～ 26年度 要望事項

- 1 小笠原海域における台湾漁船の違法操業の取締り強化について

● 平成27年度 要望事項

- 1 小笠原海域における外国漁船の違法操業の取締り強化について
- 2 大中型まき網漁船のVMS航跡の開示について

● 平成28年度 ～ 30年度要望事項

- 1 日本沿岸へのカツオ資源の来遊量回復に向けた取組強化について
- 2 伊豆諸島・小笠原海域における外国漁船の違法操業の取締り強化について
- 3 大中型まき網漁船のVMS航跡情報の提供について

● 令和元年度 要望事項

- 1 海区漁業調整委員会制度の堅持について
- 2 日本沿岸へのカツオ資源の来遊量回復に向けた取組強化について
- 3 大中型まき網漁船のVMS航跡情報の運用・活用について
- 4 伊豆諸島・小笠原海域における外国漁船の違法操業の取締り強化等について

● 令和2年度 ～ **6年度要望事項**

- 1 日本沿岸へのカツオ資源の来遊量回復に向けた取組強化について
- 2 大中型まき網漁船のVMS航跡情報の運用・活用について
- 3 伊豆諸島・小笠原海域における外国漁船の違法操業の取締り強化等について

要 望 ①

日本沿岸へのカツオ資源の来遊量回復に向けた取組強化について

要望に至った経緯

東京都の島しょ地域において、春に北上するカツオを対象とした曳縄漁業は大変重要な漁業となっている。しかしながら、近年、曳縄で漁獲されるカツオは不漁傾向が著しく、また、日本の他の沿岸地域でも同様な状況である。

漁獲量の低迷については、太平洋を広範囲に回遊するカツオ資源が、日本沿岸に来遊する前に、赤道海域における大型まき網漁船により大量に漁獲され、カツオの来遊量の減少を招いていることが主な原因の一つではないかとの指摘もある。

その一方、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）においては、加盟する多くの島嶼国からは資源状態が良好とする主張が強く、日本側の指摘は通らず、管理措置の強化についても合意に至らないままにきている。

太平洋におけるカツオ資源について、国際的な取組による調査等も進められてはいるが、近年の漁獲低迷を脱するためには、資源状況を的確に把握し、日本沿岸のカツオ資源の来遊量を回復させることが急務である。

要望内容

1 日本沿岸におけるカツオの来遊量と赤道海域における漁獲との因果関係について、引き続き究明を行い、国際的な管理機関において、管理措置の強化の働きかけを進めること。

2 日本沿岸におけるカツオ資源の来遊量の低迷が続く、大臣許可である大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大型船と沿岸の小型船との間で、漁場競合等が生じている。

沿岸漁業の安定した操業確保のため、大臣許可漁業との資源の利用並びに操業調整の対策や取組を進めること。

要 望 ②

大中型まき網漁船のVMS航跡情報の運用・活用について

要望に至った経緯

大臣許可漁業におけるVMS設置は、平成24年には大中型まき網漁業で、29年許可の一斉更新からは指定漁業の全許可船に義務付けられてきた。

令和2年12月1日改正漁業法が施行され、第52条第2項において、VMSの設置命令が新たに規定される一方で、指定漁業の一斉更新の制度は廃止となった。また、同法第6条で、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずることが、「国及び都道府県の責務」として規定された。

しかしながら、漁業法改正前のVMS設置の導入の経緯を理由として、いまだに航跡情報の確認は国の担当者のみに限られ、都道府県の取締担当者も確認する協力体制ができていない。

現在の大臣許可漁業は、改正後の漁業法によって、TACやIQ制度導入とともに、漁船の大型化等の規制緩和も措置され、出漁機会の増加、市場価値のある時に、効率的に漁獲することが可能となり、改革の恩恵を受けることになった。一方で、同じ資源を利用している沿岸の小型船にとっては、優良な漁場から資源を先取りされるため、逆に、操業や経営の圧迫につながっている。

国は、「水産資源の持続的利用」と「産業としての持続的成長」の実現を提唱し、水産資源の減少と魚価の低下を招く漁場競合防止のため、操業情報の開示による資源管理の促進と漁家経営の安定を両立する試みも進めている。

そのため、現在改正後の漁業法の柱となった「資源管理施策の推進」のため、大臣許可漁業と沿岸漁業との円滑な操業調整について、国及び都道府県の担当者双方が協力した体制で、取り組めるよう要望する。

については、「資源管理の積極的な取組み」や「経営の維持安定化の取組み」による沿岸資源の適正な利用のため、VMS情報の多様な運用や活用を図るよう、次の事項を要望する。

要望内容

- 1 沿岸資源の適正な利用や新たな数量管理への移行の取組み、資源評価の向上等のため、VMS情報の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。
- 2 漁業法改正等に伴い「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

要 望 ③

伊豆諸島・小笠原海域における外国漁船の違法操業の取締り強化等について

要望に至った経緯

従来から、東京海区では、小笠原海域における台湾漁船による違法操業について、取締強化の要望提案を毎年提出してきた。

更に、平成26年9月には、中国のサンゴ密漁船が小笠原海域から伊豆諸島海域の広範囲に、多いときには1日200隻以上押し寄せ、違法操業が堂々に行われるという事態が発生した。その後、水産庁や海上保安庁による監視及び取締りの体制強化や罰則強化が行われるとともに、中国当局に対する政府間交渉等によって、現在では密漁船は確認されなくなっている。

また、令和3年3月には、海上保安庁による大型巡視船が、小笠原に新たに配備され、監視及び取締りの強化が図られたところである。

その一方で、密漁船の操業によって、地元漁業者が大切にしてきた貴重なサンゴ資源が毀損され、更に海底には大量に放置された漁具により、サンゴ以外の水産資源の生育環境の悪化や漁場の荒廃を招き、いまだに操業に多大なる支障を及ぼしている。

外国漁船による違法操業については、地元漁船のみならず同海域における他県漁船の操業にも多大な影響を与えている。また、最近の日本周辺の公海における大型外国漁船の操業は、水産資源を大量に漁獲する新たな脅威であり、不安感も増している。今後とも、外国漁船の違法操業が二度と繰り返されることのないよう、次の事項を強く要望する。

要望内容

- 1 伊豆諸島・小笠原海域における取締り体制を一層強化し、外国漁船の違法操業に対する徹底した取締りを実施すること。
- 2 サンゴ網等の放置された漁具の除去を進め、早期に漁場回復が図られるよう対策の充実・強化をすること。